

イオンSuicaカード 旅行傷害保険のご案内(あらまし)

(業務受託会社)

イオン銀行 イオンフィナンシャルサービス

JR 東日本旅客鉄道株式会社
JR東日本

東京海上日動火災保険株式会社

このリーフレットはイオンSuicaカード旅行傷害保険のあらましを説明したものです。
実際のお支払い可否等の詳細につきましては、普通保険約款および特約条項に基づきます。
このリーフレットの記載内容は、2024年1月現在のものです。
内容について予告なく変更する場合がありますのでご了承ください。

お問い合わせの際のご注意
保険会社への保険金のご請求やアシスタンスサービスをご利用の際には、カード会員資格(氏名、生年月日、住所、電話番号、クレジットカード番号等)、決済情報および日本ご出団日等を確認させていただきます。業務受託会社もしくはカード会社のサービス提供時間等により確認およびサービスのご提供にお時間を要する場合がございますのであらかじめご了承ください。カード会員資格、決済情報の確認が出来なかった場合には、保険金のお支払に関するご相談の受付やアシスタンスサービスのご提供はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

1 補償内容

1. 国内旅行傷害保険の補償内容(利用付帯)

対象となる国内旅行事故

A. 「公共交通乗用具」搭乗中*の事故

- *当該公共交通乗用具の乗客として改札口を有する乗車場構内で発生した事故も含みます(改札口の内側にいる間に限ります)
- ・「公共交通乗用具」搭乗前に乗車券等の代金をイオンSuicaカードで決済した場合に限ります
- ※乗車券等には、Suica(チャージ残高による利用の場合)、定期券、回数券、オレンジカード、入場券は含まれません。

被保険者(保険の対象者)はイオンSuicaカード会員となります。

(乗車券、募集型企画旅行、宿泊施設の代金を他のイオンSuicaカード会員がイオンSuicaカード(一部対象外のカードがあります)で決済した場合も対象となります。)

傷 害			
① 死亡・後遺障害	② 入院	③ 手術	④ 通院
最高1,000万円	1日につき3,000円 (フランチャイズ7日(*1))	入院保険金額の10倍(入院中の手術(*2)) または5倍(入院中以外の手術(*2)) (フランチャイズ7日(*1))	1日につき2,000円 (フランチャイズ7日(*1))
保険金をお支払いする場合			

お支払いする保険金	I	被保険者が公共交通乗用具(*3)に乗客として搭乗している間に急激かつ偶然な外來の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①~④に該当した場合。 被保険者が当該公共交通乗用具の乗客として改札口を有する乗車場構内(改札口の内側にいる間に限ります)でケガをされた場合も含みます。
	II	被保険者が宿泊をともなう募集型企画旅行に参加中に(*4)に急激かつ偶然な外來の事故によりケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①~④に該当した場合。
	III	被保険者が宿泊施設に宿泊して宿泊中に火災または破裂・爆発によってケガを被り、下記「お支払いする保険金」の①~④に該当した場合。
※ 3: 「公共交通乗用具」とは、鉄道事業法、航空法、海上輸送法、道路運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される電車、航空機、船舶、バス、タクシー等をいいます。		
※ 4: 「募集型企画旅行に参加中」とは、募集型企画旅行に参加する目的をもって当該募集型企画旅行を企画する旅行業者(以下「募集型企画旅行業者」といいます)があらかじめ手配した乗車券類等によって提供される当該募集型企画旅行行程に定める最初の運送・宿泊機関等(運送・宿泊機関等には、被保険者が募集型企画旅行参加のため個別に利用する機関を含みません。以下この号において同様とします)のサービスの提供を受けることを開始した時から最後の運送・宿泊機関等のサービスの提供を受けることを完了した時までの期間をいいます。ただし、募集型企画旅行からの離脱および復帰の予定日をあらかじめ募集型企画旅行業者に届け出ることなく離脱したとき、または復帰の予定なく離脱したときは、その離脱の時から復帰の時までの間またはその離脱の時から後は募集型企画旅行に参加しないものとします。		

保険金をお支払いする場合	上記「保険金をお支払いする場合」の①~Ⅲにより被ったケガが原因で、事故発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合、死亡・後遺障害保険金の4%~100%をお支払いします。 上記「保険金をお支払いする場合」のⅠ~Ⅲにより被ったケガが原因で、平常の業務に従事することまたは平常の生活ができなくなり、かつ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に入院された場合(フランチャイズ7日(*1))、入院保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日を限度とします。 ③手術(*2)を受けられた場合(フランチャイズ7日(*1))、手術保険金をお支払いします(入院中の手術の場合には入院保険金額の10倍、入院中以外の手術の場合には入院保険金額の5倍をお支払いします(1事故につき1回が限度となります))。
	上記「保険金をお支払いする場合」のⅠ~Ⅲにより被ったケガが原因で、平常の生活ができなくなり、かつ、事故発生の日からその日を含めて180日以内に手術を受けた場合(フランチャイズ7日(*1))、手術保険金をお支払いします。ただし、事故発生の日からその日を含めて180日以内に医師の治療を受けた場合で、その通院日数に対して90日を限度とします。 ※ 1: 「フランチャイズ7日」とは、事故発生の日から起算して7日目以降においてもなお入院または通院の状態にある場合に限って、1日目から入院保険金、手術保険金、通院保険金をお支払いすることをいいます。事故発生の日から起算して6日目までに治療(入院または通院)が終了した場合は、補償の対象外となりますのでご注意ください。

保険金をお支払いする場合	②: 「手術」とは、次のいずれかに該当する診療行為をいいます。 ・公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術の算定対象として列挙されている手術(傷の処置や抜歯等お支払の対象外の手術があります)。 ・先進医療(*5)に該当する所の手術。
	※ 5: 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります)をいいます。

保険金をお支払いする場合	③: 保険金をお支払いする場合
	例えば、 ①次のような原因により生じたケガ。 ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・けんか、自殺、犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱(*3)、放射線照射、放射能汚染。 ・無免許、酒気帯び、麻薬・危険ドラッグ等使用しての運転。 ・脳疾患、心神喪失。 ・妊娠、出産、早産、流産、不妊症。 ・山岳登攀(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュックサック、ボブルレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。 ・自動車、モーターボート、原動機付自転車による競技・練習中の事故。 ・航空運送業者が路線を定めて運航する航空機以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除きます)を被保険者が操縦している間の事故。 ②他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ③妊娠、出産、早産、流産、不妊症。 ・山岳登攀(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュックサック、ボブルレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。 ・自動車、モーターボート、原動機付自転車による競技・練習中の事故。 ・航空運送業者が路線を定めて運航する航空機以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除きます)を被保険者が操縦している間の事故。 ②他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ③旅行開始前または旅行終了後に発生したケガ。

保険金をお支払いする場合	④: 保険金をお支払いする場合
	例えば、 ①次のような原因により生じたケガ。 ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・けんか、自殺、犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱(*3)、放射線照射、放射能汚染。 ・無免許、酒気帯び、麻薬・危険ドラッグ等使用しての運転。 ・脳疾患、心神喪失。 ・妊娠、出産、早産、流産、不妊症。 ・山岳登攀(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュックサック、ボブルレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。 ・自動車、モーターボート、原動機付自転車による競技・練習中の事故。 ・航空運送業者が路線を定めて運航する航空機以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除きます)を被保険者が操縦している間の事故。 ②他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ③旅行開始前または旅行終了後に発生したケガ。

保険金をお支払いする場合	⑤: 保険金をお支払いする場合
	例えば、 ①次のような原因により生じたケガ。 ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・けんか、自殺、犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱(*3)、放射線照射、放射能汚染。 ・無免許、酒気帯び、麻薬・危険ドラッグ等使用しての運転。 ・脳疾患、心神喪失。 ・妊娠、出産、早産、流産、不妊症。 ・山岳登攀(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュックサック、ボブルレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。 ・自動車、モーターボート、原動機付自転車による競技・練習中の事故。 ・航空運送業者が路線を定めて運航する航空機以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除きます)を被保険者が操縦している間の事故。 ②他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ③旅行開始前または旅行終了後に発生したケガ。

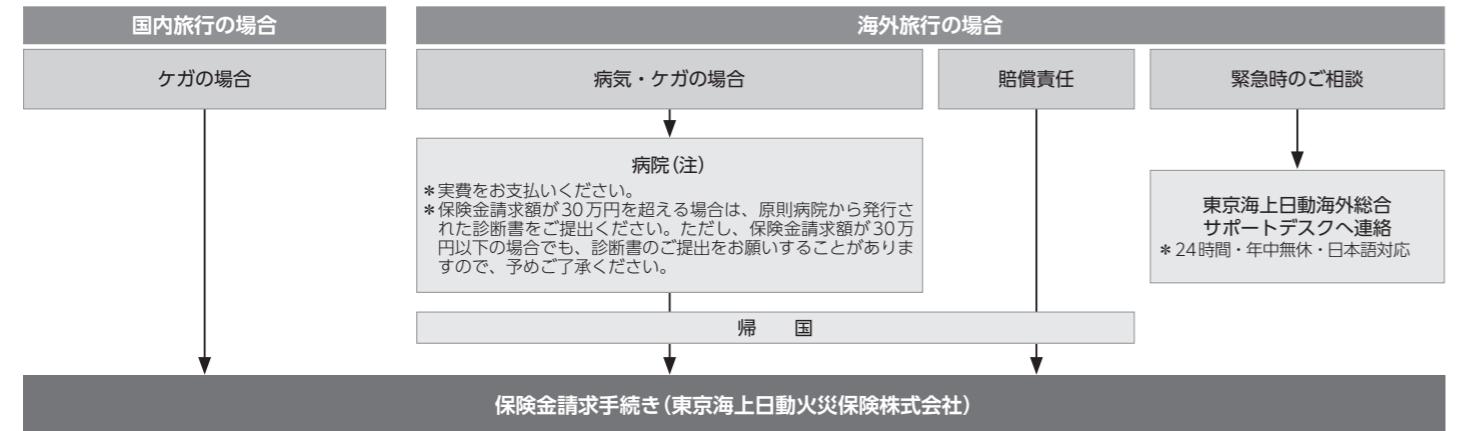
保険金をお支払いする場合	⑥: 保険金をお支払いする場合
	例えば、 ①次のような原因により生じたケガ。 ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・けんか、自殺、犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱(*3)、放射線照射、放射能汚染。 ・無免許、酒気帯び、麻薬・危険ドラッグ等使用しての運転。 ・脳疾患、心神喪失。 ・妊娠、出産、早産、流産、不妊症。 ・山岳登攀(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュックサック、ボブルレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。 ・自動車、モーターボート、原動機付自転車による競技・練習中の事故。 ・航空運送業者が路線を定めて運航する航空機以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除きます)を被保険者が操縦している間の事故。 ②他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ③旅行開始前または旅行終了後に発生したケガ。

保険金をお支払いする場合	⑦: 保険金をお支払いする場合
	例えば、 ①次のような原因により生じたケガ。 ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・けんか、自殺、犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱(*3)、放射線照射、放射能汚染。 ・無免許、酒気帯び、麻薬・危険ドラッグ等使用しての運転。 ・脳疾患、心神喪失。 ・妊娠、出産、早産、流産、不妊症。 ・山岳登攀(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュックサック、ボブルレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。 ・自動車、モーターボート、原動機付自転車による競技・練習中の事故。 ・航空運送業者が路線を定めて運航する航空機以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除きます)を被保険者が操縦している間の事故。 ②他覚症状のないむちうち症、腰痛。 ③旅行開始前または旅行終了後に発生したケガ。

保険金をお支払いする場合	⑧: 保険金をお支払いする場合
	例えば、 ①次のような原因により生じたケガ。 ・被保険者や保険金受取人の故意。 ・けんか、自殺、犯罪行為。 ・戦争、その他の変乱(*3)、放射線照射、放射能汚染。 ・無免許、酒気帯び、麻薬・危険ドラッグ等使用しての運転。 ・脳疾患、心神喪失。 ・妊娠、出産、早産、流産、不妊症。 ・山岳登攀(ピッケル、アイゼン、ザイル、ハンマー等の登山用具を使用するもの)、リュックサック、ボブルレー、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量運動機(モーター・ハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等)搭乗、ジャイロプレーン搭乗、その他これらに類する危険な運動。 ・自動車、モーターボート、原動機付自転車による競技・練習中の事故。 ・航空運送業者が路線を定めて運航する航空機以外の航空機(グライダーおよび飛行船を除きます)を被保険者が操縦している間の事故。 ②他

2 保険金のご請求

1. 保険金請求時の手順



ウェルネス保険金サポート部
傷害保険サポート第2チーム
TEL 03-6632-0694
(9:00~17:00 土・日・祝日・年末年始休)

2. 保険金の請求に必要な書類

事故の日から30日以内に東京海上日動火災保険株式会社へご連絡ください。保険金請求方法の詳細についてご案内いたします。

ご請求による保険金の種類 必要書類	国内旅行傷害保険				海外旅行傷害保険			
	傷害死亡	傷害後遺障害	入院/手術/通院	傷害死亡	傷害後遺障害	傷害治療費用	疾病治療費用	賠償責任 対人 対物
保険金請求書	○	○	○	○	○	○	○	○
日本出入国およびご本人のお名前を確認できる書類*1				○	○	○	○	○
事故証明書(公の機関、やむをえないとき第三者のもの)	○	○	○	○	○	○	○	○
医師の診断書*2		○	○		○	○	○	○
治療費の明細書および領収書					○	○	○	○
示談書または念書						○	○	
第三者の損害を証明する書類						○	○	
死亡診断書または死体検案書	○			○				
被保険者の戸籍謄本	○			○				
被保険者の法定相続人の戸籍謄本	○			○				
被保険者の法定相続人の印鑑証明書	○			○				
損害箇所の写真								○
クレジットカードの利用明細・Suicaのご利用履歴(乗車駅と降車駅の記載があるもの)				○	○	○	○	○
*イオンSuicaカードで決済したSuicaご利用時								
その他の関係書類								

詳しくは事故受付の際にご案内をさせていただきます

*1: eチケットもしくはパスポートのコピー(日本出入国のスタンプのページおよびお写真のページ)等

*2: 保険金請求額が30万円を超える場合は、原則病院から発行された診断書をご提出ください。ただし、保険金請求額が30万円以下の場合でも、診断書のご提出をお願いすることがありますので、予めご了承ください

(注)保険金を請求するときは○を付した書類のうち東京海上日動火災保険株式会社が求めるものを提出いただきます。

3 同種の保険に加入している場合について

下記は、一般的なクレジットカード付帯保険および任意加入の保険についてご説明します。詳細については、各カード会社・各引受け保険会社にお問い合わせください。

1. 国内旅行傷害保険

A 同種の保険契約が付帯されている他のクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について

・傷害死亡・後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金
お客様のお受取になる保険金額は、合算額ではなく、それらのうちの最も高い保険金額となります。

B 他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について

・傷害死亡・後遺障害保険金、傷害入院保険金、傷害手術保険金、傷害通院保険金
お客様のお受取になる保険金額は、クレジットカード付帯保険の保険金額(クレジットカードを複数枚お持ちの場合は上記Aご参照)と任意加入保険の保険金額の合算額となります。

2. 海外旅行傷害保険

A 同種の保険契約が付帯されている他のクレジットカードをお持ちの場合のお支払保険金について

a. イオンSuicaカードと他の個人カードをお持ちの場合

・傷害死亡・後遺障害保険金
お客様のお受取になる保険金額は、合算額ではなく、それらのうちの最も高い保険金額となります。

・他の保険金

お客様のお受取になる保険金額は、合算額が限度額となります(ただし、実際の損害額が限度となります)。

※法人カードを複数枚お持ちの場合のお客様のお受取になる保険金額はご加入のカード会社へご確認ください。

b. 他に任意の保険契約に加入されている場合のお支払保険金について

・傷害死亡・後遺障害保険金
お客様のお受取になる保険金額は、クレジットカード付帯保険の保険金額(クレジットカードを複数枚お持ちの場合は上記Aご参照)と任意加入保険の保険金額の合算額となります。

・他の保険金
お客様のお受取になる保険金額は、合算額が限度額となります(ただし、実際の損害額が限度となります)。

4 東京海上日動海外総合サポートデスク連絡先

24時間
年中無休

東京海上日動海外総合サポートデスクについて

海外旅行中にケガをされたりご病気になられた場合、または盗難などの様々なトラブルに遭われた場合等、お困りの場合には「東京海上日動海外総合サポートデスク」へお電話ください。専任のスタッフが、状況に応じて「最寄の病院の紹介、病人・けが人の移送の手配、救援者に関する各種サービスなど」を提供致します。なお、海外総合サポートデスクでのご相談は日本語で受付しますが、現地で手配される病院・移送機関等では日本語が通じない場合もありますのでご注意ください。

【サービスご利用方法】

下記連絡先にお電話ください(LINE無料電話でもお問い合わせいただけます)。受け付けは東京で集中して行っております。なお、お電話頂く際には①被保険者であること、②カード番号、③緊急事態の詳細(傷害・疾病の状況、原因及び所在地)、④その他担当者が求める情報をご説明ください。

【サービスご利用にあたってのご注意事項】

●海外総合サポートデスクのご利用にあたっては、カード会員の資格確認のためにカード番号、決済情報をお伺いし、また日本ご出発日を確認するためにパスポートのコピー等をファックスまたはメールでお送り頂きます。ご提供頂く情報に不足がある場合には、本サービスをご利用頂けませんので予めご了承ください。

●海外総合サポートデスクでは、全世界からのお電話を24時間年中無休で受け付けて

おります。但し、サービスのご提供については、資格確認後となり、資格の確認ができない場合には、サービスの提供ができませんのでご了承ください。なお、資格の確認に時間を要する場合がありますので予めご了承ください。

●サービスのご提供は、イオンSuicaカード付帯の海外旅行保険で保険金をお支払できる場合に限られます。

●海外総合サポートデスクにて手配させていただいたサービスについて、保険金のお支払い対象とならない費用、ならびに、費用が海外旅行傷害保険の保険金を超過した場合の差額部分はお客様の自己負担となります。

●手配させていただいた医療機関自身の医療過誤や、手配させていただいた交通機関の交通事故等につきましては原則として東京海上日動火災保険株式会社は一切の責任を負いかねますので予めご了承ください。

●お客様へのサービスの提供が困難な状況と判断した場合、サービスの提供をお断りする場合があります。また、既にサービスの提供を開始している場合であっても中断、停止することがあります。

※東京海上日動海外総合サポートデスクは東京海上グループの東京海上インターナショナルアシスタンス社により提供しております。

※代金の支払がSuicaによる乗車料金のみの場合(乗車券、募集企画旅行、宿泊施設の代金をイオンSuicaカードで決済していない場合)、アシスタンスサービスの提供ができませんので予めご了承ください。

以下に掲載されている国・地域については、フリーダイヤルを設定しております

滞在地	電話番号	滞在地	電話番号		
北米	アメリカ合衆国本土 (アラスカを除く)	1-800-446-5571	ヨーロッパ	ベルギー	0800-1-8115
	ハワイ	1-800-446-5571	ヨーロッパ	ポルトガル	800-8-81-127
	グアム	1-888-841-7905	ヨーロッパ	ルクセンブルク	8002-2863
	サイパン	1-866-666-5127	ヨーロッパ	ロシア	810-800-20041081
中南米	カナダ	1-800-665-6779	アジア	アラブ首長国連邦	800-081-0-0065
	バミューダ諸島	1-800-623-0164	アジア	イスラエル	1-80-947-8001
	チリ	1230-020-2474	アジア	インドネシア	001-803-81-0154
	アイルランド	1-800-55-8166	アジア	韓国	00798-81-1-0068
ヨーロッパ	イギリス	0800-028-6560	アジア	シンガポール	800-811-0423
	イタリア	800-8-70715	アジア	タイ	001-800-811-0215
	オーストリア	0800-281-284	アジア	台湾	0080-181-2233
	オランダ	0800-022-5777	アジア	中国	4001-202989
オセアニア	ギリシャ	00-800-8113-0008	アジア	トルコ	00-800-8191-9166
	スイス	0800-55-5692	アジア	フィリピン	1-800-1-811-0177
	スウェーデン	020-791-027	アジア	香港	800-96-6933
	スペイン	9009981-64	アジア	マカオ	0800-449
アフリカ	デンマーク	8001-0516	アフリカ	マレーシア	1800-80-3072
	ドイツ	0800-1-81-1391	アフリカ	オーストラリア	1-800-146-401
ニュージーランド	ハンガリー	06-800-11886	アフリカ	南アフリカ共和国	0800-98-3595
	フィンランド	0800-1-181-33			
フランス	フランス	0800-909634			

〈フリーダイヤルご利用にあたってのご注意事項〉

電話機の種類によっては、現地の通信事情等によりフリーダイヤルにつながらないことがあります。この場合には、右記の「ダイヤル直通」「国際コレクトコール」または上記の「LINE無料通話」のいずれかでご連絡ください。

・ホテル等からお電話いただく場合は、備え付けの電話案内等で外線へつなぐ方法をご確認のうえ、外線番号に続けて上記の番号を順番に押してください。

・東京海上日動火災保険株式会社負担となる料金は、ご滞在中の国と東京の東京海上日動海外総合サポートデスク間の国際通話料のみとなります。たとえば、以下のよう費用はお客様のご負担となりますので、予めご了承ください。

1. 滞在中の国外から持ち込んだ携帯電話の国際ローミング料金

2. 現地の市内通話料金

3. ホテル等で別途発生する利用料金

上記以外の国・地域の場合は、

ダイヤル直通または国際コレクトコールにて

(81)-3-6758-2460へ
ご連絡ください。